

## 人権の尊重への取り組み

NECは、Principlesに「常にゆるぎないインテグリティと人権の尊重」を謳うとともに、Code of Conductにおいても、あらゆる場面において人権を尊重することを明示しています。

さらに、「社会受容性に配慮したプライバシー」をESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」として特定し、法令遵守のみならず、国や地域、文化によってとらえ方に違いのあるプライバシーや、差別などの人権課題に配慮した製品・サービスを開発・提供することで、社会への負の影響を最小化するだけでなく、その取り組みをとおして社会価値を最大化していくことに努めています。

### 人権課題の解決に向けた活動の実効性強化

NECは人権課題の解決に向けた活動の実効性をより高めるべく、活動の目標とKPIを設定し、さらに進捗状況の管理と透明性のある報告を行うため、2016年からサステナビリティ推進室を事務局に、人権デュー・ディリジェンスを進めています。

海外現地法人においては、EMEA（ヨーロッパ、中東およびアフリカ）地域で、NECヨーロッパ社の子会社の取締役会が従業員および取引先の人権や安全衛生に関する取り組みの進捗状況、違反有無などについて四半期ごとにレビューするプロセスを取り入れており、年に一度、同社の取締役会へ報告しています。

2019年度には、国際NPO BSR（Business for Social Responsibility）の人権リスクデータをもとに、ICT業界における最新リスク事例や予想される業界特有の

課題にフォーカスして人権課題リストを作成し、経営の意思決定や事業活動に活用しています。また、人権課題リストの中から下記を潜在的リスクとして特定しています。

このリストをもとに、国際NPO、国際機関、法律専門家の皆さまと当社の役員と関連部門の責任者が対話し、これらの課題のうち、特に「新技術と人権（AIと人権）」と「サプライチェーン上の労働」が顕著な課題であるとの認識で一致し、これらの取り組みを進めています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、従業員の安全と健康についても今後一層留意すべき課題として取り組みを進めます。

詳しくはサステナビリティレポート2020「人権の尊重」をご覧ください。

### NECが取り組むべき潜在的リスク

横断的な課題	救済へのアクセス、気候変動
お客さまと地域コミュニティに関する課題	プライバシーとデータ保護、生命と安全への権利、非差別、移動・言論・表現・集会の自由の権利、子どもの権利
サプライチェーンに関する課題	サプライヤーの労働基準、強制労働と現代奴隷、児童労働、紛争地域および高リスク地域からの原材料調達、環境影響、公平なビジネス慣行と腐敗防止
従業員に関する課題	労働環境、健康と安全、団体交渉権と結社の自由、非差別と機会均等、プライバシーと情報セキュリティ、若年労働者

### AIの利活用における人権尊重の取り組み

AIの社会実装や生体情報をはじめとするデータの利活用（AIの利活用）において、人権の尊重を最優先して事業活動を推進するための指針として、2019年4月に「NECグループ AIと人権に関するポリシー」を策定しました。その考え方に沿って、成長戦略に位置づけられる生体認証事業に関連する提案や開発の段階に、人権の尊重が反映されているかをチェックするプロセスを組み込むなど、社内制度の整備とその改善に取り組んでいます。

法制度や人権・プライバシー、倫理に関し専門的な知見を有する外部有識者から多様な意見を取り込み、AIの利活用において生じる新たな課題への対応を強化するために、「デジタルトラスト諮問会議」を設置しました。2019年度は2回開催し、生体認証に関する海外の動向をふまえて、企業として捕捉すべき影響や対応方針、全社ポリシーに基づく人権尊重の取り組みについて外部有識者（弁護士やNPO、アカデミア、消費者）に諮問しました。

また、人権尊重の取り組みを社会に働きかける活動も積極的に実施しています。2019年度には、業界団体や官公庁主催のプロジェクトに参画し、人権を尊重しながらテクノロジーの利活用を推進するための提言を行うなどしました。



デジタルトラスト諮問会議

詳しくはサステナビリティレポート2020「AIと人権」をご覧ください。

### 調達活動における人権尊重の取り組み強化

サプライチェーンにおける人権尊重の取り組み方法や留意点について、専門家の皆さまからアドバイスをいただく対話会を開催しました。

専門家の皆さまからは“課題解決に向けてサプライヤーと「協働」し、事業をとおした社会価値創造のために「共創する」という当社の調達活動におけるコンセプトにご賛同いただくとともに、人権課題に取り組むこともまた協働と共創につながるとのコメントをいただきました。

また労働者が抱える課題は監査では発見しづらいことや、ICT分野での個人事業主の増加に対する法整備の遅れといった課題には、対話やエンゲージメントを通じて改善をはかる、あるいは、対処方法を模索することが重要であるとのご意見をいただきました。

国際的な社会要請をふまえ、2020年7月には、これまでの「CSR調達ガイドライン」を見直し、「サプライチェーンにおける責任ある企業行動ガイドライン」と改称しました。そして同ガイドラインへの同意書を、2020年8月現在、

7,000社を超える取引先に配付しました。

この同意書をきっかけに、人権尊重を含む責任ある調達活動をより一層推進していきます。



写真左から NEC 調達本部 本部長代理 中村 敏之  
NEC 調達本部 本部長 沖見 和弘  
NEC 執行役員 兼 CSCO 清水 茂樹  
ILO駐日事務所 プログラムオフィサー 田中 竜介氏  
真和総合法律事務所 パートナー弁護士 高橋 大祐氏  
BSR マネージング・ディレクター 永井 朝子氏

※ 本対話会は、2020年2月に開催しました。

詳しくはサステナビリティレポート2020「調達活動における人権尊重の取り組み強化に向けて」をご覧ください。